

日薬連発第 596 号

2026 年 8 月 7 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会

(押印省略)

**【周知】令和 8 年度税制改正によるセルフメディケーション税制
対象医薬品の届出等について（依頼）**

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興企画課セルフケア・セルフメディケーション推進室より、下記及び別添のとおり依頼がありましたので、貴団体加盟企業への周知方よろしくお願いいたします。

【厚生労働省セルフケア・セルフメディケーション推進室からの連絡文】

セルフメディケーション税制の運用については、平素よりご協力いただき、感謝申し上げます。

今般、令和 8 年度税制改正において、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令が改正され、税制の適用期限の延長及び対象範囲の見直しが行われました。

これを踏まえ、

「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 306 号）

「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（令和 8 年厚生労働省告示第 307 号）

が 8 月 7 日に告示され、令和 9 年 1 月 1 日から適用されることとなりました。

税制改正の内容及び税制改正後の税制対象医薬品の取扱い等について、別添のとおり通知しますので、十分御了知の上、傘下企業に対して周知をお願いいたします。

以上